

## 生活の心得

この心得は、生徒の皆さんのが本校の教育目標にのっとり、快適で充実した学校生活を送るための手引きです。本校生徒としての自覚と誇りをもって、健康な身体と豊かな人間性を育み、相互に人格を尊重しあい、人間として成長を目指すとともに、よりよい校風を創りあげましょう。

### (1) 学習とホームルーム

- ① 学習は生徒の本分であることを自覚し、常に自主的な学習活動を行い、学力の充実に努め、目標達成に全力をつくす。
- ② 毎日の授業を大切にし、積極的に取り組む。
- ③ 教室内は常に整頓し、清潔な雰囲気で気持ちよく授業を受けられるようにする。
- ④ ホームルームの活動は学校生活の基盤となる。秩序を保ち活気のある集団活動ができるように、各自が明るいホームルームづくりに協力する。
- ⑤ 学級委員をはじめ各委員は常に職員との連絡を密にし、円滑な学習活動が行われるように努める。

### (2) 登下校について

- ① 本校の始業時刻は8時50分とする。8時40分には教室に入り、朝学習を開始する。
- ② 登下校の際は交通規則をよく守り、事故を起こさないよう十分注意する。
- ③ 自転車通学を希望する場合は、必ず願い出て許可を受ける。登録した自転車にはステッカーをつける。校内では、自転車は所定の場所に置き、必ず施錠する。
- ④ オートバイ、自動車による登下校は禁止する。制服での運転も禁止する。
- ⑤ 在校時間帯にあっては原則として外出は禁止する。やむを得ず外出する場合は、担任及び関係職員の承諾を得て、かつ外出許可の証明を携帯する。
- ⑥ 下校時刻は、平日は17時とする。
- ⑦ 部活動で下校時刻以降在校するときは、関係職員の指導のもとに活動できる。18時30分活動終了、下校時刻は、19時とする。
- ⑧ 部活動等で休日登校する場合は、職員の指導のもとに活動する。

### (3) 欠席・遅刻・早退・欠課・見学・忌引について

- ① 欠席・遅刻・早退・欠課・忌引で、あらかじめわかっている場合は、マチコミアプリで届け出る。
- ② 急な欠席・遅刻の場合は当日午前8時25分までに保護者等がマチコミアプリで連絡する。直接連絡を必要とする場合は、8:45～17:00の間に学年の電話番号へ電話連絡する。
  - (1学年47期生) 046-232-9356
  - (2学年46期生) 046-232-9359
  - (3学年45期生) 046-232-9353
- ③ 遅刻、早退の場合は、その理由を諸届欄に記入し、関係職員及び担任に届け出る。
- ④ 忌引日数は次のとおりとする。
  - 1 父母が死亡したとき 5日
  - 2 祖父母、兄弟姉妹が死亡したとき 3日
  - 3 伯叔父母、その他の親族が死亡したとき 1日

#### (4) 服装、所持品について

- ① 服装については別に定める服装規定を守り、本校生徒としての品位を失わないように心がける。  
化粧・アクセサリーはしない。
- ② やむを得ない事情で規定の服装ができないときは、その旨を担任及び関係職員に願い出て、異装許可を受ける。
- ③ 所持品には氏名を記入し、全般に華美にならないように注意する。
- ④ 必要以上の金銭や、学習に関係のない物品は学校に持参しない。
- ⑤ 携帯電話やスマートフォンの校内持ち込みは認めるが、教科担当者の指示無く授業中に使用することは禁止する。
- ⑥ 貴重品は必ず身につけておくか、カギのかかるロッカーにしまう等、管理を徹底する。
- ⑦ 紛失品または拾得品があったときは、必ず担任または関係職員に届け出る。

#### (5) 校内生活について

- ① 生徒は礼儀を守り、お互いにあいさつの励行を心がける。
- ② 公共物は特に大切に取り扱い、校内の整理整頓、清潔に努める。
- ③ 学校の施設または用具を使用する場合は、必ず関係職員の許可を受ける。使用後は所定の場所に返納し、その旨を報告する。
- ④ 公共物を破損あるいは紛失したときは、直ちに関係職員に届け出る。
- ⑤ 校内での集会の開催、印刷物の配布、掲示等にあたっては、あらかじめ関係職員に願い出て許可を受ける。掲示物に認印をもらう。
- ⑥ 校内で病気その他事故にあった場合は、直ちに関係職員に連絡して指示を受ける。保健室利用については利用規定に従う。
- ⑦ 放課後、最後まで残った者は使用した場所を整理整頓し、電源、戸締まり等に留意して下校する。

#### (6) 校外生活について

- ① いかなる場合も、社会の一員として、また本校生徒としての誇りと自覚をもって、責任ある行動をする。
- ② アルバイトをする際は、担任にアルバイト届を提出する。
- ③ 校内外を問わず、飲酒、喫煙および暴力行為等は絶対に禁止する。また、不良行為にかかわらないよう、慎重な配慮と行動をとる。
- ④ 風紀上問題のある飲食店、娯楽施設等に立ち入ることは禁止する。
- ⑤ 夜間の外出は家族の承諾を必要とし、深夜の外出は神奈川県青少年保護育成条例に照らして禁止する。

#### (7) 校内テスト受験について

- ① 座席は出席番号順に縦一列に並び、各人の机は、監督者の巡回ができるように間をあける。欠席者の机は空席とする。
- ② 筆記用具以外の所持品は鞄の中に入れ、椅子の下におく。
- ③ 携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチ等は電源を切り、鞄の中にしまう。

- ④ 下敷の使用は認めない。
- ⑤ 試験中は監督者の指示に従い、私語、物品の貸借、その他勝手な行動をしてはならない。
- ⑥ 質問その他用事があるときは、黙って手をあげ、監督者の指示を受ける。
- ⑦ 当該時間終了まで答案用紙の提出、退室は認めない。
- ⑧ 終鈴の鳴り始めと同時に記入を止めて筆記用具を置き、各列最後尾の生徒は番号順に答案用紙をまとめて提出する。
- ⑨ 試験期間中は一週間前より試験終了まで、生徒の職員室・印刷室への出入りは禁止する。

# 自転車通学者交通安全マニュアル

## ○交通ルールの遵守

- ① 信号無視をしない。
- ② 2人乗りをしない。
- ③ 右側通行をしない。
- ④ 優先道路に出るときはいったん停止する。
- ⑤ 並列走行をしない。
- ⑥ 自転車走行中は携帯電話・スマートフォンは使用しない。
- ⑦ 雨の日に乗るならレインコートを着用する。傘差し運転は禁止する。
- ⑧ 夜間は必ずライトをつける。
- ⑨ イヤホンで音楽等を聴きながら自転車に乗らない。
- ⑩ ヘルメット着用を推奨する。

## ○事故に遭った時の対応

- ① 警察に連絡をする。
- ② 目撃者がいたら、住所・氏名・連絡先を聞く。
- ③ 相手の住所・氏名・連絡先を必ず聞く。自分の住所・氏名・連絡先も相手に知らせておく。
- ④ 相手がバイク、車のときはナンバーを控える
- ⑤ 「交通事故報告書」を担任に提出する。(諸届要項参照)

## ○人や車に衝突し、事故を起こした時

- ① 相手の怪我の状態を確認し、必要なときは救急車を呼ぶ。
- ② 警察に連絡をする。
- ③ 目撃者がいたら、住所・氏名・連絡先を聞く。
- ④ 「交通事故報告書」を担任に提出する。(諸届要項参照)

## ○事故現場に居合わせたとき

- ① 負傷者の救護を進んで行う。
- ② ひき逃げ事故を見かけたときは、車のナンバー、特徴を警察に連絡する。